

金沢市中央公民館使用料条例（昭和38年条例第5号）新旧対照表

改正案（9月議会提出案）	現 行
<p>第1条 この条例は、金沢市中央公民館（以下「公民館」という。）の使用に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ金沢市教育委員会（以下 「教育委員会」という。）の使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、同項の承認の際、別表に定める使用料を前納し なければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、当該 使用料の全部又は一部を後納させることができる。</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当 するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用日5日前までに使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がこ れを認めたとき。</p> <p>第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することがで きる。</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用 を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他管理上必要があるとき。</p> <p>第5条 使用者が公民館及びその附属設備を損傷又は滅失したときは、市長が 定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認 めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第6条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、本市 は、一切その責めに任じない。</p> <p>第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が定める。</p>	<p>第1条 この条例は、金沢市中央公民館（以下「公民館」という。）の使用に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ金沢市教育委員会（以下 「教育委員会」という。）の使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、同項の承認の際、別表に定める使用料を前納し なければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、当該 使用料の全部又は一部を後納させることができる。</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当 するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用日5日前までに使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がこ れを認めたとき。</p> <p>第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することがで きる。</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用 を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他管理上必要があるとき。</p> <p>第5条 使用者が公民館及びその附属設備を損傷又は滅失したときは、市長が 定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認 めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第6条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、本市 は、一切その責めに任じない。</p> <p>第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が定める。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 金沢市婦人会館設置条例（昭和25年条例第39号）及び婦人会館使用料条 例（昭和25年条例第40号）は、廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 金沢市婦人会館設置条例（昭和25年条例第39号）及び婦人会館使用料条 例（昭和25年条例第40号）は、廃止する。</p>

改正案（9月議会提出案）

別表（第2条関係）

1 基本使用料

(1) 長町館

使用時間区分 区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
第1学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第2学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第3学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第4学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第5学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
和室	1,260円	1,890円	2,310円	4,725円
第1会議室	630円	840円	1,050円	2,100円
第2会議室	630円	840円	1,050円	2,100円
第1集会室	1,995円	2,940円	3,780円	7,350円
第2集会室	1,995円	2,940円	3,780円	7,350円
料理実習室	1,995円	2,625円	3,150円	6,615円
視聴覚室	2,205円	3,045円	3,675円	7,665円
音楽室	1,995円	2,625円	3,150円	6,615円
美術工作室	1,050円	1,365円	1,680円	3,465円
プレイルーム	1,050円	1,470円	1,890円	3,675円

現行

別表（第2条関係）

1 基本使用料

(1) 本多町館

使用時間区分 区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
第1学習室	2,000円	2,600円	2,000円	6,600円
第2学習室	1,100円	1,500円	1,100円	3,700円
第1会議室	1,600円	2,100円	1,600円	5,300円
第2会議室	800円	1,000円	800円	2,600円
大集会室	4,300円	5,800円	4,300円	14,400円

松 声 庵	全室を使用する場合		2,625 円	3,150 円		
	区 分 し て 使 用 す る 場 合	茶室	1,050 円	1,260 円		
		第 1 和室	1,050 円	1,260 円		
		第 2 和室	525 円	630 円		
	第 3 和室	525 円	630 円			

(2) 彦三館

区分		使用時間区分		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 9 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 9 時まで)
和室	全室を使用する場合			1,470 円	1,890 円	1,470 円	4,830 円
	区分して使用する 場合	兼六		735 円	945 円	735 円	2,415 円
		卯辰		735 円	945 円	735 円	2,415 円
視聴覚室				2,730 円	3,675 円	2,730 円	9,135 円
料理実習室				1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円
第 1 会議室	全室を使用する場合			1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円
	区分して使用する 場合	A 区画		945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
		B 区画		945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
第 2 会議室	全室を使用する場合			1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円
	区分して使用する 場合	A 区画		945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
		B 区画		945 円	1,260 円	945 円	3,150 円

(2) 彦三館

区分		使用時間区分		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 9 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 9 時まで)
和室	全室を使用する場合			1,400 円	1,800 円	1,400 円	4,600 円
	区分して使用する 場合	兼六		700 円	900 円	700 円	2,300 円
		卯辰		700 円	900 円	700 円	2,300 円
視聴覚室				2,600 円	3,500 円	2,600 円	8,700 円
料理実習室				1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円
第 1 会議室	全室を使用する場合			1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円
	区分して使用する 場合	A 区画		900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
		B 区画		900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
第 2 会議室	全室を使用する場合			1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円
	区分して使用する 場合	A 区画		900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
		B 区画		900 円	1,200 円	900 円	3,000 円

第3会議室		1,155 円	1,575 円	1,155 円	3,885 円	
第1 研修室	全室を使用する場合	1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
		B 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
第2 研修室	全室を使用する場合	1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
		B 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
第3 研修室	全室を使用する場合	1,890 円	2,520 円	1,890 円	6,300 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
		B 区画	945 円	1,260 円	945 円	3,150 円
大 研修室	全室を使用する場合	9,555 円	12,915 円	9,555 円	32,025 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	2,625 円	3,570 円	2,625 円	8,820 円
		B 区画	2,625 円	3,570 円	2,625 円	8,820 円
		C 区画	2,625 円	3,570 円	2,625 円	8,820 円
		D 区画	1,680 円	2,205 円	1,680 円	5,565 円
軽運動室		2,415 円	3,150 円	2,415 円	7,980 円	

2 長町館において冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本使用料の3割に相当する額を別に徴収する。

摘要

- この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第3会議室		1,100 円	1,500 円	1,100 円	3,700 円	
第1 研修室	全室を使用する場合	1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
		B 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
第2 研修室	全室を使用する場合	1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
		B 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
第3 研修室	全室を使用する場合	1,800 円	2,400 円	1,800 円	6,000 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
		B 区画	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円
大 研修室	全室を使用する場合	9,100 円	12,300 円	9,100 円	30,500 円	
	区分して 使用する 場合	A 区画	2,500 円	3,400 円	2,500 円	8,400 円
		B 区画	2,500 円	3,400 円	2,500 円	8,400 円
		C 区画	2,500 円	3,400 円	2,500 円	8,400 円
		D 区画	1,600 円	2,100 円	1,600 円	5,300 円
軽運動室		2,300 円	3,000 円	2,300 円	7,600 円	

2 超過時間の使用料は、1時間につき直前の使用時間区分（午前9時前は、午前の区分）における基本使用料の額の3割に相当する額とする。

摘要

- この表の各項の規定による額の合算額に、当該合算額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。